

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、武雄市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成22年9月17日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量(武雄市都市計画図のデジタルマッピング)
- 2 作業期間 平成22年8月17日から平成23年3月25日まで
- 3 作業地域 武雄市武雄町、朝日町、橘町、東川登町、西川登町、山内町及び北方町